

事 務 連 絡
令 和 3 年 8 月 4 日

都道府県交通安全対策主管課（室） 御中

内閣府政策統括官（政策調整担当）付
参事官（交通安全対策担当）

「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」
の決定について

本年8月4日（水）、「第2回交通安全対策に関する関係閣僚会議」が開催され、別添のとおり「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」（以下、「緊急対策」という。）が決定されましたので、お知らせします。

今後、関係省庁が連携して早急に対策を進めていくこととしておりますので、本緊急対策の趣旨を踏まえ、教育委員会、道路管理者、都道府県警察等関係部署と連携して、児童が通学を始める二学期開始時期も念頭に、可能な対策から速やかに実施するよう御協力をお願いいたします。

また、本件につきましては、管下市区町村にお知らせいただくとともに、本年9月21日（火）から30日（木）までの10日間にわたって実施される予定の「令和3年秋の全国交通安全運動」の機会等を通じて、広く周知していただきますようお願いいたします。

※ 緊急対策の詳細につきましては、内閣府ホームページを御覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/index-w.html#w-2-01>

【本件担当者】

内閣府政策統括官（政策調整担当）付
参事官（交通安全対策担当）付
交通安全啓発担当 茅根
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
TEL： 03-6257-1449（直通）
FAX： 03-3581-0902